



秋スタートだからできること

New!! 慶應義塾大学法科大学院(KLS)から海外のロースクールに留学へ。

2カ国の法曹資格の取得

(※「学士(法学)」の学位取得者、または2015年9月までに取得見込者に限ります。)

在学中にアメリカのロースクール(LL.M.)に1年留学。
日米合計2.5年の在学期間で、2カ国の法曹資格の取得を目指す優秀者コース(毎年1名)

※米国司法試験は、各州によって、受験資格が異なるため、注意すること。

●奨学金により留学先ロースクールの授業料を援助します

受入ロースクール

UCLA(ロサンゼルス)、ワシントン大学(シアトル)



在学モデル(2015年秋入学の場合)

- 2015年度秋学期+2016年度春学期=最初の1年間はKLSで勉強
- 2016年度秋学期+2017年度春学期=次の1年間はアメリカのロースクールのLL.M.で勉強
※2017年7月にアメリカの司法試験受験
- 2017年度秋学期=帰国後の半年はKLSで勉強
※2018年5月に日本の司法試験受験

(選考)既修者コースの入学試験(法律基本科目6科目)の成績、TOEFLのスコア(PBT600以上、iBT100以上必須)、志願者報告書等で選考します。

半年間の海外留学

(※既卒者、2015年9月卒業見込者、飛び級による2015年9月入学見込者に限ります。)

2.5年の在学中の半年間、アジア・アメリカ・ヨーロッパの提携先ロースクールに留学可能(毎年5名程度)

●提携校との交換留学制度
展開先端科目として単位認定(7単位)

受入ロースクール

コーネル、ジョージタウン、UCLA、ブリティッシュ=コロンビア(アメリカ・カナダ)、延世、成均館、国立台湾、シンガポール・マネジメント(アジア)、パリ政治学院(ヨーロッパ)など



在学モデル(2015年秋入学の場合)

- 2015年度秋学期+2016年度春学期
最初の1年間はKLSで勉強
- 2016年度秋学期
半年間、海外ロースクールで勉強
- 2017年度春学期+秋学期=
帰国後の1年間はKLSで勉強
※2018年5月に日本の司法試験受験



2014年度留学生を囲む会の様子(KLSへの留学生は毎年15名程度)

法律英語科目でしっかり留学準備

●KLSで学べる英語科目

Introduction to American Law, Presenting Japanese Law, Comparative Corporate Law, Corporate Finance and Law, International Business Transactions, International IP Licensing Agreements

International Commercial Arbitration など、

入門講座から先端ビジネス・ローまで18講座(2014年度)を開設

(注)慶應義塾大学法科大学院は、グローバル法曹の養成を目的とした、英語のみで学位取得が可能となる日本版LL.M.(法務修士1年コース)の開設を目指しています。

修了後のギャップタームに、アメリカLSのサマースクールへ

●グローバル募金から補助があります(2014年は4名派遣)

受入ロースクール

ワシントン大学(シアトル) (※詳しくはP.28参照)
ジョージタウン大学(ロンドンサマープログラム)



New!! 仕事を続けながら、「未修チャレンジコース」(夜間・土曜)で学び、適性を探る。

社会人・他学部・他研究科出身者対象

(※既卒者、2015年9月卒業見込者、飛び級による2015年9月入学見込者に限ります。)

法律学の基礎を学びながら、法曹としての適性を判断し、翌年度の春学期からロースクールへ

KLS入学

チャレンジコース

民法 刑法

法律学の基礎を学び、適性を判断しロースクールへ進学

1年 2年 3年

未修者コース
標準型3年で修了

本コースは、通常の未修者コースでは春学期(15単位)→秋学期(15単位)の2学期かけて履修する1年次配当の法律基本科目を、秋学期(6単位)→春学期(12単位)→秋学期(12単位)の3学期かけて履修するコースです。最初の秋学期の授業は、最も基礎的な科目(民法I(4単位)および刑法I(2単位))のみを前倒しで、夜間または土曜に開講します(2015年度は土曜日に開講予定)。社会人の皆さんは、仕事を辞めることなく、半年間、科目等履修生として、「チャレンジコース」で勉強し、自己の法曹としての適性をじっくりと判断した上で、翌年度の春学期に正規の学生として入学することができます。法曹を目指すかどうか迷っている皆さん、まずは本法科大学院の「チャレンジコース」の扉を叩いてみてください。

教育訓練給付金「専門実践教育訓練講座」(厚生労働大臣指定)について
社会人または社会人経験者を対象とした「専門実践教育訓練給付金」制度が、2015年度入学生より適用となります。概要、申請手続等の詳細は、ハローワークのWebサイトをご確認ください。